

専修学校先進的教育研究開発事業実施委託要綱（案）

平成 年 月 日
生涯学習政策局長決定

1 趣 旨

我が国の経済社会を支える，社会が求める即戦力となる人材の養成を図るため，人材養成の拠点として十分なノウハウと実績を有する専修学校において，緊急に対応すべき課題に迅速に応えるための新しい教育方法等の研究開発を行うなど，専修学校教育システムの基盤を整備し，専修学校における生涯学習機能をさらに充実・強化する。

2 委託先

- (1) 専修学校を設置する法人（学校法人，準学校法人，その他の法人）
- (2) 専修学校教育の振興を目的とする社団法人又は財団法人
- (3) その他生涯学習政策局長が委託先として適当であると認めた社団法人又は財団法人（以下「学校法人等」という）

3 委託事業の内容

絶えず変化する社会のニーズに迅速に応えることができる教育機関として発展するために，学校法人等は他の専修学校，産業界，学識経験者等で構成する実施委員会を組織し，専修学校教育を充実させるための多様で先進的な教育方法等の研究開発を実施する。

4 委託手続

- (1) 学校法人等が委託を受けようとするときは，別紙 による事業計画書を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は，上記により提出された事業計画書の内容を検討し，内容が適切であると認めた場合，当該学校法人等に対し事業を委託する。

5 委託期間

事業の実施期間は，委託を受けた日から同年度の3月31日までとする。

6 事業成果の報告

- (1) 事業の委託を受けた学校法人等は，事業が終了したときは，速やかに文部科学省に実績報告書を提出するものとする。
- (2) 実績報告書の様式等については，別途文部科学省から指示する。

7 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で事業に要する経費（諸謝金，旅費，消耗品費，印刷製本費，通信運搬費，会議費，借料及び損料，保険料，賃金，雑役務費）を委託費として支出する。
- (2) 事業の委託を受けた学校法人等は、事業が終了したとき，終了した日から10日以内もしくは事業の属する年度の3月31日，いずれか早い日までに別紙による収支精算書を文部科学省に提出するものとする。
- (3) 文部科学省は、事業を委託した学校法人等が委託要綱等に違反したとき，又は事業の遂行が困難であると認めるときは，委託の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

8 その他

- (1) 文部科学省は、学校法人等における事業の実施が当該委託事業の趣旨に反すると認められるときは，必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は，事業の実施に当たり，学校法人等の求めに応じて指導・助言を行うとともに，効果的な運営が図られるよう協力する。
- (3) 文部科学省は，必要に応じ，事業の実施状況及び委託費の執行状況について，実態調査を行うことができる。